

法 学 号 外  
平成 30 年 6 月 7 日

各私立専修学校長様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学  
及び就業の促進に関する法律の施行等について  
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内  
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049  
メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp



閣副第267号  
府地事第240号  
30文科高第192号  
平成30年6月1日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各国公私立大学長  
各国公私立高等専門学校長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各公立大学法人の理事長 殿  
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
各都道府県教育委員会教育長  
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長  
厚生労働省社会・援護局長及び医政局長

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官

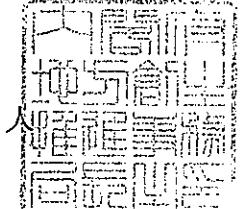
唐澤



(印影印刷)

内閣府 地方創生推進事務局長

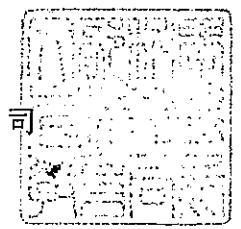
河村正



(印影印刷)

文部科学省 高等教育局長

義本博



(印影印刷)

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の  
修学及び就業の促進に関する法律の施行等について（通知）



「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号。以下「法律」という。）」は、本年6月1日に公布され、一部の規定を除き、同日に施行されました。法律の概要及び留意事項は下記のとおりです。

また、本日、法律に基づき「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令」（平成三十年政令第百七十七号）及び「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則」（平成三十一年内閣府令第二十六号）が公布され、いずれも本日から施行され、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針」が定められました。

各都道府県におかれましては、この旨を貴管内市区町村（政令指定都市を除く。）及び所轄の専修学校に対して、周知いただくようお願いいたします。また、都道府県教育委員会におかれましては、この旨を所管する専修学校及び専修学校を設置する市区町村教育委員会に対して、専修学校を設置する国立大学及び厚生労働省におかれましては、この旨を所管する専修学校に対して、周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、関係資料と併せて内閣府及び文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

また、法律の規定のうち、附則第一条第一号において、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされている特定地域内学部収容定員の抑制等に関する規定の整備については追ってこれを行い、別途通知する予定ですので予め御承知おき願います。

## 記

### 第一 法律の概要

#### （1） 目的

この法律は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下していることに鑑み、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出のための措置を講ずることにより、地域における若者の修学及び就業を促進し、もって地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とすること。（第一条関係）

#### （2） 基本理念

一 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修

学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者にとって魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として、行われなければならないものとすること。

二 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、まち・ひと・しごと創生法の基本理念に基づき行われなければならないものとすること。 (第二条関係)

(3) 国及び地方公共団体の責務等

- 一 国は、前条の基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとすること。
- 二 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に地域における若者の修学及び就業を促進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有するものとすること。
- 三 国及び地方公共団体は、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮しなければならないものとすること。 (第三条関係)

(4) 基本指針

- 一 内閣総理大臣は、地域における若者の修学及び就業を促進するため、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出（以下「地域における大学振興・若者雇用創出」という。）に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないものとすること。
- 二 基本指針においては、地域における大学振興・若者雇用創出の意義及び目標に関する事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、地方公共団体が重点的に取り組むことが必要な課題に関する基本的な事項並びに地方公共団体、大学、事業者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項等について定めるものとすること。
- 三 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に協議するものとすること。
- 四 内閣総理大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとすること。

五 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとすること。（第四条関係）

(5) 地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定等

- 一 地方公共団体は、単独で又は共同して、基本指針に基づき、内閣府令で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生法に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業又は同法に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業（四において「まち・ひと・しごと創生特定事業」という。）であって地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業（以下「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。）に関する計画（以下「計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとすること。
- 二 計画には、計画の区域及び目標、地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容、関係者相互間の連携及び協力に関する事項並びに計画期間等について定めるものとすること。
- 三 二の区域は、大学の学部（短期大学の学科を含み、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）の学生が既に相当程度集中している地域であって他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域（以下「特定地域」という。）外に定めなければならないものとすること。
- 四 計画には、二に掲げる事項のほか、まち・ひと・しごと創生特定事業であって当該地域における大学振興・若者雇用創出事業に関連して高等専門学校又は専門学校（専修学校であって、専門課程を置くもの。以下同じ。）が地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために行う事業に関する事項を記載することができるものとすること。
- 五 地方公共団体は、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議が作成する案に基づいて計画を定めるものとすること。
- 六 内閣総理大臣は、一の認定の申請があった場合において、計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとすること。
  - 1 基本指針に適合するものであること。
  - 2 当該計画の実施が当該計画の区域における若者の修学及び就業の促進に相当程度寄与するものであると認められること。
  - 3 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 七 内閣総理大臣は、六の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部

科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に協議しなければならないものとすること。

八 内閣総理大臣は、六の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならないものとすること。

九 地方公共団体は、八の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る計画を公表するよう努めなければならないものとすること。

十 地方公共団体は、六の認定を受けた計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならないものとすること。

十一 内閣総理大臣は、六の認定を受けた計画（十の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が六のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとすること。（第五条、第六条及び第九条関係）

#### （6） 報告の徴収及び措置要求

一 内閣総理大臣は、認定計画の適正な実施を確保するために必要と認めるとときは、（5）の六の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができるとともに、認定計画が適正に実施されていないと認めるときは、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができるものとすること。

二 文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮する観点から必要と認めるときは、認定地方公共団体に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができるとともに、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性への配慮がされていないと認めるときは、その是正のために必要な措置を講ずることを求めるができるものとすること。（第七条及び第八条関係）

#### （7） 地域における大学振興・若者雇用創出推進会議

一 地方公共団体は、計画の案を作成し、及び認定計画の実施に関し必要な事項その他地域における大学振興・若者雇用創出の推進に関し必要な事項について協議するため、地域における大学振興・若者雇用創出事業を実施し、又は実施すると見込まれる大学及び事業者若しくは事業者が組織する団体と共同して、協議により規約を定め、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議（以下「会議」という。）を組織することができるものとすること。

二 一により会議を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、会議に、高等専門学校又は専門学校その他当該地方公共団体が必要

と認める者を構成員として加えることができるものとすること。

三 会議において協議が調った事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとすること。

四 一から三までのもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとすること。（第十条関係）

#### （8） 交付金の交付

国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができるものとすること。（第十二条関係）

#### （9） 関連する施策との連携

国は、地域における大学振興・若者雇用創出に関する施策の推進に当たつては、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策、大学における地域の特性を生かした教育研究の推進及び当該教育研究の成果を活用した地域の活力の向上に資する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとすること。（第十二条関係）

#### （10） 特定地域内学部収容定員の抑制等

大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下同じ。）を増加させてはならないものとすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないこととしたこと。（第十三条関係）

1 特定地域内に設置している学部等（大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下同じ。）の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員（特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等（大学の学部若しくは高等専門学校の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下同じ。）を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者（2において「大

学等の設置者」という。)が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

- 2 1に規定する方法により特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、政令で定めるところにより、当該大学等の設置者とは異なる大学の設置者又は大学を設置しようとする者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合
- 3 大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれがあるものとして政令で定める場合

(11) 勧告及び命令

- 一 文部科学大臣は、大学(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校又は私立学校であるものに限る。)の設置者又は大学を設置しようとする者(以下「公私立大学設置者等」という。)が(10)に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを勧告することができるものとすること。
- 二 文部科学大臣は、一の勧告を受けた公私立大学設置者等が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置を講じなかつたときは、当該公私立大学設置者等に対し、当該措置を講ずることを命ずることができるものとすること。
- 三 文部科学大臣は、一の勧告又は二の命令を行うために必要があると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができるものとすること。(第十四条関係)

(12) 地域における若者の雇用機会の創出等

国は、地方公共団体と連携して、地域における若者の就業を促進するため、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、地域における適職の選択を可能とする環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとすること。(第十五条関係)

(13) 附則

## 一 施行期日

この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行するものとすること。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとすること。

- 1 (10)及び(11)並びに二及び三(2に係る部分を除く。) 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 2 三(2に係る部分に限る。)及び四の1 平成三十一年四月一日(附則第一条関係)

## 二 失効

(10)及び(11)は、平成四十年三月三十一日限り、その効力を失うものとすること。(附則第二条関係)

## 三 経過措置

(10)は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しないものとすること。

- 1 平成三十一年三月三十一日までに、特定地域内における大学の学部の設置その他の政令で定める事項について、学校教育法の規定による文部科学大臣の認可(以下「認可」という。)を受けた場合
- 2 平成三十六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学若しくは専門職短期大学又はこれらに準ずるものとして政令で定めるもの(以下「専門職大学等」という。)の設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合
- 3 一の1の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の政令で定める事項について、政令で定めるところにより、文部科学大臣への届出を行った場合
- 4 一の1の施行の際現に特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な校舎その他の施設又は設備の設置又は整備に関し政令で定める相当程度の準備が行われている場合(附則第三条関係)

## 四 検討

- 1 政府は、平成三十六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。
- 2 政府は、平成四十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。(附則第五条関係)

## 五 内閣府設置法の一部を改正し、所掌事務を追加すること。(附則第六条関係)

## 六 その他所要の規定の整理を行うこと。 (附則第七条関係)

### 第二 政令の概要

- (1) 法律第五条第三項の政令で定める地域は、東京都の特別区の存する区域とすること。 (本文関係)
- (2) この政令は、公布の日から施行すること。 (附則関係)

### 第三 留意事項

- (1) 地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画及び交付金の交付の詳細については、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令（別添3）、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則（別添4）、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針（別添5）、地方大学・地域産業創生交付金制度要綱（別添6）及び地方大学・地域産業創生交付金交付要綱（別添7）も併せて御確認ください。
- (2) 特定地域内学部収容定員の抑制等については、学部の設置等の学校教育法に基づく文部科学大臣の認可事項はもとより、大学の収容定員に係る学則の変更であって当該収容定員の総数の増加を伴わないもの等の学校教育法に基づく届出事項及び校地校舎等に関する権利の取得若しくは処分又は変更を伴わない学部又は学科の所在地の移転等の現在届出事項ではない事項による特定地域内学部収容定員の増加も対象となりますので、御留意ください。また、特定地域内学部収容定員の抑制等については、平成三十二年度の大学又は短期大学の設置等の文部科学大臣への認可申請が予定されている本年10月までを目途に、法律の附則第一条第一号の規定に基づき、政令により、施行日、特定地域内学部収容定員の算定方法、経過措置の詳細、届出に必要な様式等を別途定める予定です。

なお、平成三十一年度の大学又は短期大学の設置については、平成二十九年文部科学省告示第百二十七号（別添8）が定められており、平成三十一年度の大学の学部、短期大学の学科若しくは私立の大学の学部の学科の設置又は大学若しくは短期大学の収容定員増については、平成三十年文部科学省告示第二十五号（別添9）が定められておりますので御留意ください。

## 添付資料

【別添 1】地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律・理由

【別添 2】地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案 新旧対照条文

【別添 3】地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令

【別添 4】地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則

【別添 5】地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する基本指針

【別添 6】地方大学・地域産業創生交付金制度要綱

【別添 7】地方大学・地域産業創生交付金交付要綱

【別添 8】平成二十九年文部科学省告示第百二十七号

【別添 9】平成三十年文部科学省告示第二十五号

【問い合わせ先】

○法律全般に関するもの

内閣府地方創生推進事務局 佐藤、足立  
TEL : 03-6257-1405

○地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画及び交付金の交付に関するもの

内閣府地方創生推進事務局 鈴木、宍戸  
TEL : 03-6257-1421

○特定地域内学部収容定員の抑制等に関するもの

内閣府地方創生推進事務局 根橋、佐藤  
TEL : 03-6257-1405

文部科学省高等教育局高等教育企画課 竹中、片境

TEL : 03-6734-3332

○若者の雇用機会の創出等に関するもの

内閣府地方創生推進事務局 鶴野  
TEL : 03-6257-1414

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下していることに鑑み、地域における大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の振興及び若者の雇用機会の創出のための措置を講ずることにより、地域における若者の修学及び就業を促進し、もつて地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者にとって魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として、行われなければならない。

2 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、まち・ひと・しごこと創生法（平成二十六年法律第二百三十六号）の基本理念に基づき行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国は、前条の基本理念にのつとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのつとり、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に地域における若者の修学及び就業を促進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮しなければならない。

(基本指針)

第四条 内閣総理大臣は、地域における若者の修学及び就業を促進するため、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出（以下「地域における大学振興・若者雇用創出」という。）に関する基本指針（以下この条及び次条において「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域における大学振興・若者雇用創出の意義及び目標に関する事項

二 地域における大学振興・若者雇用創出のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 地域における大学振興・若者雇用創出のために地方公共団体が重点的に取り組むことが必要な課題に  
関する基本的な事項

四 地域における大学振興・若者雇用創出に係る地方公共団体、大学、事業者その他の関係者間における  
連携及び協力に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する計画の同条第六項の認定に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域における大学振興・若者雇用創出の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経  
済産業大臣に協議するものとする。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

6 第二項及び第四項の規定は、前項の規定による基本指針の変更について準用する。

#### (計画の認定)

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、基本指針に基づき、内閣府令で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業（第四項において「まち・ひと・しご」と創生特定事業」という。）であつて地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業（以下「創生特定事業」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

#### 一 計画の区域

#### 二 計画の目標

三 地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容に関する次に掲げる事項

イ 若者にとつて魅力があり、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために、大学が行う取組に関する事項

ロ 地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために

、大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項

ハ 地域における事業活動の活性化その他の事業者が行う若者の雇用機会の創出に資する取組に関する

#### 事項

四 地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する地方公共団体、大学、事業者その他の関係者相互間の連携及び協力に関する事項

#### 五 計画期間

#### 六 その他内閣府令で定める事項

3 前項第一号の区域は、大学の学部（短期大学（学校教育法第百八条第二項の大学をいう。）の学科を含み、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。第十三条及び附則第三条において同じ。）の学生が既に相当程度集中している地域であつて他の地域における若者の著しい減少を緩和す

るために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域（第十三条及び附則第三条において「特定地域」という。）外に定めなければならない。

4 計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、まち・ひと・しごと創生特定事業であつて当該地域における大学振興・若者雇用創出事業に関連して高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。第十条第二項第一号及び第十三条第一号において同じ。）又は専門学校（専修学校（同法第二百二十四条の専修学校をいう。同号において同じ。）であつて、専門課程（同法第二百一十五条第一項に規定する専門課程をいう。同号において同じ。）を置くものをいう。第十条第二項第一号において同じ。）が地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために行う事業に関する事項を記載することができる。

5 地方公共団体は、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議が作成する案に基づいて計画を定めるものとする。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本指針に適合するものであること。

二 当該計画の実施が当該計画の区域における若者の修学及び就業の促進に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

7 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

8 内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

9 地方公共団体は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る計画を公表するよう努めなければならない。

(認定を受けた計画の変更)

第六条 地方公共団体は、前条第六項の認定を受けた計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならぬ。

2 前条第五項から第九項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

(報告の徴収)

第七条 内閣総理大臣は、第五条第六項の認定を受けた計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）の適正な実施を確保するために必要と認めるときは、第五条第六項の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができる。

2 文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮する観点から必要と認めるときは、認定地方公共団体に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第八条 内閣総理大臣は、認定計画が適正に実施されていないと認めるときは、認定地方公共団体に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性への配慮がされていないと認めるときは、認定地方公共団体に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることがで

きる。

(認定の取消し)

第九条 内閣総理大臣は、認定計画が第五条第六項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 第五条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(地域における大学振興・若者雇用創出推進会議)

第十条 地方公共団体は、計画の案を作成し、及び認定計画の実施に関し必要な事項その他地域における大学振興・若者雇用創出の推進に關し必要な事項について協議するため、地域における大学振興・若者雇用創出事業を実施し、又は実施すると見込まれる大学及び事業者若しくは事業者が組織する団体と共同して、協議により規約を定め、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議（以下この条において「会議」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により会議を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、同項に規定する者のほか、会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 第五条第四項に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる高等専門学校又は専門学校

二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

3

会議において協議が調つた事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならな

い。

4 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

(交付金の交付)

第十一条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(関連する施策との連携)

第十二条 国は、地域における大学振興・若者雇用創出に関する施策の推進に当たっては、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策、大学における地域の特性を生かした教育研究の推進及び当該教育研究の成果を活用した地域の活力の向上に資する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

(特定地域内学部収容定員の抑制等)

第十三条 大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。）を増加させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 特定地域内に設置している学部等（大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下この号において同じ。）の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員（特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等（大学の学部若しくは高等専門学校の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下この号において同じ。）の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この号及び次号において同じ。）を減少させることと併せて、政令で定めるところにより

、当該学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者（同号において「大学等の設置者」という。）が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二 前号に規定する方法により特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、政令で定めるところにより、当該大学等の設置者とは異なる大学の設置者又は大学を設置しようとするとする者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

三 大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることができ特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれがあるものとして政令で定める場合

（勧告及び命令）

第十四条 文部科学大臣は、大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校又は私立学校であるものに

限る。以下この項において同じ。) の設置者又は大学を設置しようとすると者(以下この条において「公私立大学設置者等」という。)が前条の規定による勧告に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとときは、当該公私立大学設置者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告を受けた公私立大学設置者等が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置を講じなかつたときは、当該公私立大学設置者等に対し、当該措置を講ずることを命ずることができる。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(地域における若者の雇用機会の創出等)

第十五条 国は、地方公共団体と連携して、地域における若者の就業を促進するため、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、地域における適職の選択を可能とする環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十六条 国は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十三条及び第十四条並びに次条及び附則第三条（第二号に係る部分を除く。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 附則第三条（第二号に係る部分に限る。）及び第五条第一項の規定 平成三十一年四月一日

##### （失効）

第二条 第十二条及び第十四条の規定は、平成四十年三月三十一日限り、その効力を失う。

##### （経過措置）

第三条 第十三条の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用

しない。

一 平成三十一年三月三十一日までに、特定地域内における大学の学部の設置その他の政令で定める事項について、学校教育法第四条第一項の規定による文部科学大臣の認可（次号において「認可」という。）を受けた場合

二 平成三十六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学（学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。）若しくは専門職短期大学（同法第百八条第四項の専門職短期大学をいう。）

又はこれらに準ずるものとして政令で定めるもの（附則第五条第一項において「専門職大学等」という。）の設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合

三 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の政令で定める事項について、政令で定めることにより、文部科学大臣への届出を行つた場合

四 前三号に掲げる場合のほか、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により特定地域内学部取

容定員を増加させるために必要な校舎その他の施設又は設備の設置又は整備に關し政令で定める相当程度の準備が行われている場合

(政令への委任)

第四条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、平成三十六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成四十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「第三項第三号の五」を「第二項第三号の六」に改め、同項第十一号中「第三項第三号の六」を「第三項第三号の七」に改め、同条第三項中第三号の六を第三号の七とし、第三号の五を

第三号の六とし、第三号の四を第三号の五とし、第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する

法律（平成三十年法律第三十七号）第四条第一項に規定する基本指針の策定に関すること、同法第五

条第一項に規定する計画の認定に関すること及び同法第十二条の交付金に関すること。

第四十条の二第一項中「、第三号の三、第三号の五及び第三号の六」を「から第三号の四まで、第三号の六及び第三号の七」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第七条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「同条第三項第三号の六」を「同条第三項第三号の七」に改める。

## 理 由

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【別添2】

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律 新旧対照条文

- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）
- 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）

改 正 後

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十一年法律第五号）第十二条第二項第一号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一〇九 （略）

十 総合特別区域（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の六において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るために基本的な政策に関する事項

十一 國家戦略特別区域（國家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の七において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るために基本的な政策に関する事項

一二〇三〇 （略）

2  
（略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一二〇三の二 （略）

改 正 前

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十一年法律第五号）第十二条第二項第一号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一〇九 （略）

十 総合特別区域（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の五において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るために基本的な政策に関する事項

十一 國家戦略特別区域（國家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の六において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るために基本的な政策に関する事項

一二〇三〇 （略）

2  
（略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一二〇三の二 （略）

三の三 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金に関すること（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金については、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関する限り。）、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

三の四 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第四条第一項に規定する基本指針の策定に関すること、同法第五条第一項に規定する計画の認定に関すること及び同法第十一条の交付金に関すること。

三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

三の六 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総

三の三 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金に関すること（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金については、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関する限り。）、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

（新設）

三の四 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

三の五 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総

合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三の七 国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第十六条の四第三項に規定する指針及び同法第十六条の五第三項に規定する指針の作成に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

#### 四一六十一（略）

（地方創生推進事務局）

第四十条の二 地方創生推進事務局は、第四条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第一号の二、第三号の二から第三号の四まで、第三号の六及び第三号の七に掲げる事務をつかさどる。

#### 254 （略）

合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三の六 国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第十六条の四第三項に規定する指針及び同法第十六条の五第三項に規定する指針の作成に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

#### 四一六十二（略）

（地方創生推進事務局）

第四十条の二 地方創生推進事務局は、第四条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第一号の二、第三号の一、第三号の三、第三号の五及び第三号の六に掲げる事務をつかさどる。

#### 254 （略）

改 正 後

（国家戦略特別区域会議）

第七条　国家戦略特別区域」とに、次条第一項に規定する区域計画（第三項第二号において単に「区域計画」という。）の作成、第十一条第一項に規定する認定区域計画（同号において単に「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議（第四項及び第五項において「区域計画の作成等」という。）を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。

一　国家戦略特別区域担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十一号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第三号の七に掲げる事務を掌理するものをいう。以下同じ。）

二　（略）

258 （略）

改 正 前

（国家戦略特別区域会議）

第七条　国家戦略特別区域」とに、次条第一項に規定する区域計画（第三項第二号において単に「区域計画」という。）の作成、第十一条第一項に規定する認定区域計画（同号において単に「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議（第四項及び第五項において「区域計画の作成等」という。）を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。

一　国家戦略特別区域担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十一号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第三号の六に掲げる事務を掌理するものをいう。以下同じ。）

二　（略）

258 （略）

## 政令第百七十七号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の政令で定める地域は、東京都の特別区の存する区域とする。

### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理 由

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条  
第三項の政令で定める地域として、東京都の特別区の存する区域を定める必要があるからである。

○内閣府令第二十六号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第五条第一項及び第二項、第六条第一項並びに第十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成三十年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則

（計画の認定の申請）

第一条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 計画（法第五条第一項に規定する計画をいう。以下同じ。）の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び計画の区域を表示した付近見取図

二 計画の工程表及びその内容を説明した文書

三 当該認定の申請をしようとする地方公共団体が定めた都道府県まち・ひと・しひと創生総合戦略（まち・ひと・しひと創生法（平成二十六年法律第二百三十六号）第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しひと創生総合戦略をいう。）又は市町村まち・ひと・しひと創生総合戦略（同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しひと創生総合戦略をいう。）

四 当該認定の申請をしようとする地方公共団体が組織した地域における大学振興・若者雇用創出推進会議（以下この号において「会議」という。）の規約及び当該会議における協議の概要

五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

（計画の記載事項）

第二条 法第五条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 計画の名称

二 計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

三 法第十一条の交付金（第四条第二号及び第五条において「交付金」という。）を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

四 計画に記載する事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法

五 計画が法第五条第六項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

六 前各号に掲げるもののほか、その他内閣総理大臣が必要と認める事項

（計画の変更の認定の申請）

第三条 法第六条第一項の規定により計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、別記様式第一による申請書に第一条各号に掲げる図書のうち当該計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更）

第四条 法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

- 二 交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

(交付金の交付の方法等)

第五条 交付金は、認定計画（法第七条第一項に規定する認定計画をいう。以下この項において同じ。）に記載されている法第五条第二項第五号の計画期間のうち交付金を充てて当該認定計画に基づく事業を行おうとする年度ごとに、認定地方公共団体（法第七条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。）の申請に基づき、交付するものとする。

2 前項に定めるもののほか、交付金の交付の対象となる事業又は事務、交付金の交付の手続、交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

別記様式第1（第1条関係）

地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画について認定を申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画

- 1 計画の名称
- 2 計画の区域
- 3 計画の目標
- 4-1 地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容
  - (1) 若者にとって魅力があり、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために、大学が行う取組に関する事項
  - (2) 地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために、大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項
  - (3) 地域における事業活動の活性化その他の事業者が行う若者の雇用機会の創出に資する取組に関する事項
- 4-2 地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する地方公共団体、大学、事業者その他の関係者相互間の連携及び協力に関する事項
- 4-3 その他の事業の内容
- 5 計画期間
- 6 計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
- 7 法第11条の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費
- 8 事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法
- 9 計画が法第5条第6項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由
- 10 その他必要な事項

別記様式第2（第3条関係）

地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の変更の認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

年　月　日　付けで認定を受けた地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画について下記のとおり変更したいので、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項

2 変更の内容

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

注2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

## 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業 の促進に関する基本指針

平成 30 年 6 月 1 日  
内閣総理大臣決定

地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出（以下「地域における大学振興・若者雇用創出」という。）のための措置を講ずることにより、地域における若者の修学及び就業を促進するため、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成 30 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、この基本指針を定める。

### 第 1 地域における大学振興・若者雇用創出の意義及び目標

#### 1. 地域における大学振興・若者雇用創出の意義

近年、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。）への転入超過数は、10 万人を超える規模で推移するなど、東京一極集中に歯止めがかかっていない状況が続いている。また、その大半を 10 代後半と 20 代の若者が占めており、大学等への進学や就職が一つのきっかけになっているものと考えられる。

さらに、東京圏以外の地方においては、平成 12 年から平成 27 年までの 15 年間で、出生数は約 2 割に当たる約 17 万人が減少し、15 歳から 29 歳までの若者は約 3 割に当たる 500 万人以上が減少している。

このような我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における大学振興・若者雇用創出のための措置を講ずる必要がある。

すなわち、地域における大学振興に当たっては、「総花主義」ではなく、地方公共団体、大学、事業者等が連携して地域産業の特性等を踏まえつつ各大学の強みのある学問領域や研究分野の更なる強化に取り組むとともに、特定分野においてグローバルに競争力を有する拠点を構築することが重要である。また、地域における魅力ある雇用の創出や若者の就業促進が地方創生において極めて重要であることから、若者が地域で安心して働くことができるよう、相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと等の要件を満たす雇用を創出することが必要である。

このため、首長のリーダーシップの下、産官学の各主体が連携し、地域におけ

る大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成を行うことにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めるとともに、地域における事業者による若者の雇用機会の創出を推進する。

また、これらの取組の推進に当たっては、国は、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

このように、地域の自主的及び自立的な取組と国の支援とがあいまって、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図り、もって東京一極集中を是正するとともに、地方創生を実現することが、地域における大学振興・若者雇用創出の意義である。

## 2. 地域における大学振興・若者雇用創出の目標

地域における大学振興・若者雇用創出の推進により実現すべき目標は、以下の2点である。

- 1) 地域からの若者の流出に歯止めをかけるため、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、地域における取組の将来的な自走性や地域の優位性を勘案し、各地域が地域における大学振興・若者雇用創出を推進することにより、地域における若者の修学及び就業を促進し、もって地域の活力の向上及び持続的発展を図ること。
- 2) 我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施することにより、地方への新しいひとの流れをつくり、もって東京一極集中を是正するとともに、地方創生の実現を図ること。

### 第2 地域における大学振興・若者雇用創出のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者にとって魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の基本理念に基づき行われなければならない。

国は、法第2条の基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策

定し、及び実施するため、次に掲げる措置を講ずる。

### 1. 地域における大学振興の推進

地域の将来を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要である。このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を法第11条に規定する交付金（以下「交付金」という。）により支援する。これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進める。その際、各地方公共団体を一律に支援するのではなく、地域が一丸となって本気で改革に取り組む優れたものに限り、重点的に支援する。また、若者にとって魅力ある修学の環境の整備を円滑かつ確実に実施することにより、第1の2.における目標の達成を実現するため、地方の取組を伴走支援する。

### 2. 地域における若者の雇用機会創出の推進

若者にとって魅力ある就業の機会の創出について、交付金により支援とともに、地方公共団体と連携して、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、地域における適職の選択を可能とする環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努める。具体的には、地域企業による「稼ぐ力」の強化や「攻めの経営」へ転身するための人材確保への支援、大企業等の本社機能の地方移転や地方出身学生の地元での就職の促進などの必要な施策を講ずる。

### 3. 施策間連携の推進

地域における大学振興・若者雇用創出に関する施策の推進に当たっては、政策効果を高める観点から、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策、大学における地域の特性を生かした教育研究の推進及び当該教育研究の成果を活用した地域の活力の向上に資する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努める。

### 第3 地域における大学振興・若者雇用創出のために地方公共団体が重点的に取り組むことが必要な課題に関する基本的な事項

地域における大学振興・若者雇用創出のために地方公共団体が重点的に取り組むことが必要な課題については、以下の点が挙げられる。

- ・地域における取組の将来的な自走を目指すこと。
- ・地域の優位性を生かすため、各地域の産業、大学、雇用等の強みや課題を把

握し、分析すること（以下「地域の見える化」という。）。

- ・重要業績評価指標（以下「KPI」という。）を適切に設定し、KPI の検証と事業の見直しのための仕組みを整備すること。
- ・地域全体に波及する中核的な産業の振興を大規模な取組により推進すること。
- ・大学のみで取り組むのではなく、地域を代表する首長がリーダーシップを発揮し、既存の取組とは異なる先進的な取組を行うこと。
- ・地域における中核的な産業振興と、それを担う専門人材の育成とを一体的に推進すること。

#### 第4 地域における大学振興・若者雇用創出に係る地方公共団体、大学、事業者

##### その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

第2のとおり、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者にとって魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として行われなければならない。このため、地方公共団体は、地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業（以下「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。）に関する計画（以下「計画」という。）の案を作成し、及び内閣総理大臣の認定を受けた計画（変更の認定があったときは、変更後のもの。以下「認定計画」という。）の実施に関し必要な事項等について協議するため、大学及び事業者等と共同して、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議（以下「推進会議」という。）を組織することができるものとし、地方公共団体は、推進会議が作成する案に基づいて計画を定めるものとする。

また、認定計画の円滑かつ確実な実行を図るため、推進会議の主宰者たる首長のリーダーシップや首長を補佐する事業責任者の適切な関与の下、認定計画の実行に必要十分な産官学の各主体の参画を得て、それぞれの明確な役割分担及び「組織」対「組織」の連携に基づき取組を行うことが必要である。

さらに、国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、大学の特色化のための組織改革が行われ、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」に資する取組となるよう、各主体が連携及び協力することが重要である。

なお、国及び地方公共団体は、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策で大学に係るものを探定し、及びこれを実施するに当たっては、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮するものとする。

## 第5 計画の認定に関する基本的な事項

### 1. 計画の認定基準

地方公共団体は、単独で又は共同して計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

計画の認定基準は、法第5条第6項各号によるが、具体的な基準は、以下のとおりとする。

#### 1) 基本指針に適合するものであること（第1号基準）

計画が第1、第3及び第4に適合しており、かつ、第5の2.に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。特に、この基本指針に適合するものとして、以下の項目のいずれもが満たされていることをもって判断する。

##### ① 自立性（自走性）

- ・計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積算が妥当であること。
- ・計画期間のうち、交付金による支援に頼らずに地域において自走する期間における産官学の費用分担が明確で現実的であること。

##### ② 地域の優位性

- ・「地域の見える化」の内容が妥当であること。
- ・上記に基づき設定した産業分野や計画に他地域と比較して優位性があること。

#### 2) 当該計画の実施が当該計画の区域における若者の修学及び就業の促進に相当程度寄与するものであると認められること（第2号基準）

当該計画の実施が当該計画の区域における若者の修学及び就業の促進に相当程度寄与するものとして、以下の項目のいずれもが満たされていることをもって判断する。

##### ① KPIの妥当性及び実現可能性

- ・産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に係るKPIを適切に設定していること。
- ・地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中の是正に寄与することが相当程度期待できる内容となっていること。
- ・KPIの検証と事業の見直しのための仕組みが整備されていること。

##### ② 地域全体への波及性及び大規模性

- ・計画の効果が地域全体へ波及するような、大規模な取組となっていること。

##### ③ 事業の先進性

- ・産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に関する先進

的な計画となっていること。

④ 産業振興及び専門人材育成の一体性

- ・産業振興及び専門人材育成に関する各事業が相互に緊密な連関を有していること。

3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものとして、以下の項目のいずれもが満たされていることをもって判断する。

① 産官学連携の実効性

- ・計画の円滑かつ確実な実行に必要十分な産官学の各主体の参画を得ていること。
- ・各事業における産官学の各主体の役割分担が明確であること。
- ・首長がリーダーシップを発揮し、产学の各主体との緊密な連携体制を構築していること。
- ・事業責任者の資質及び経験が十分であり、かつ、計画に適切に関与していること。
- ・推進会議に参画する大学が産業振興、専門人材育成及び大学組織改革を効果的かつ効率的に行う基盤を有していること。

② 大学組織改革の実現可能性及び実効性

- ・国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、大学の特色化のための組織改革が行われ、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」が期待できること。

③ 事業経費の効率的な運用

- ・計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積算が妥当であること（再掲）。
- ・事業内容に応じ、共用可能な研究施設又は設備等が活用されていること。

④ 実施スケジュールの妥当性

- ・計画の実施スケジュールが妥当であり、円滑かつ確実な実施が見込まれること。

## 2. 計画の認定手続

### 1) 計画の認定申請に当たっての手続

#### ① 計画の認定申請の受付時期

計画の認定申請に関する具体的なスケジュールは内閣府が別に定め、公表する。

#### ② 計画の認定申請を行う主体

計画の認定申請は、地方公共団体が単独で又は共同して行うことができる。なお、都道府県及び市町村が同一の区域を含んだ各自の計画を別に作成する場合には、必要な調整を行うものとする。

## 2) 計画の記載事項

計画の記載事項は、法第5条第2項及び地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則(平成30年内閣府令第26号。以下「施行規則」という。)で定めるとおりとする。

なお、地域における大学振興・若者雇用創出事業は、計画の認定申請を行う地方公共団体のまち・ひと・しごと創生法に基づく都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(これらを以下「地方版総合戦略」という。)に位置付けられている必要がある。また、地方公共団体が共同して認定申請を行う場合には、当該共同して認定申請を行う地方公共団体全ての地方版総合戦略に当該事業が位置付けられている必要がある。

### ① 計画の区域

地域における大学振興・若者雇用創出事業を推進するに当たり、当該事業において想定している区域を特定するものであり、おおむね計画を作成する地方公共団体の区域全体が想定される。ただし、当該計画の区域は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令(平成30年政令第177号)で定める特定地域の外に定めなければならない。

### ② 計画の目標

地域における大学振興・若者雇用創出事業を効果的かつ効率的に推進するためには、計画に参画する産官学の各主体が計画期間において達成すべき明確な目標を共有し、連携して取り組む必要がある。目標は、現状の単なる延長線上のものを定めるのではなく、地域の見える化等を踏まえ、中長期的な地域の将来像を描き、それを実現するため、計画期間において地域の産官学の各主体が総力を挙げ、一丸となって達成を目指すような目標を立てることが望ましい。

なお、目標をより客観的に表すため、計画にはKPIを設けることとし、以下の4つのKPIを設定することを必須としつつ、関連する産業分野の選択や、各KPIの数値の設定、追加的なKPIの設定等については、地域の自主性及び自立性に委ねることとする。

(必須とするKPI)

- ・計画に関連する産業の生産額等の増加額
- ・計画に関連する産業の雇用者数の増加数
- ・計画における専門人材育成プログラム受講生の地元就職又は起業数
- ・計画に関連する大学組織改革の実現

(任意のKPIの例)

- ・計画に関連する産業の労働生産性の上昇率
- ・計画における専門人材育成プログラムへの地元進学率
- ・計画に関連する分野の世界大学ランキングにおける順位上昇数

### ③ 地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容

②の目標を達成するためには、首長のリーダーシップの下、地方公共団体が全体を統括する機能を担い、産官学の各主体が実施する複数の施策が緊密に連携することが重要である。

計画においては、地方公共団体又は地方公共団体の公設試験研究機関等が行う地域における大学振興・若者雇用創出事業はもとより、次に掲げる事項及び④に掲げる事項を含め、事業の実施主体及び具体的な内容を明確にする必要がある。なお、次に掲げる事項のほか、計画には、高等専門学校又は専門学校が地域における中核的な産業の振興や専門人材育成のために行う事業に関する事項等についても記載することができるものとする。

イ 若者にとって魅力があり、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために、大学が行う取組に関する事項

地域における大学振興・若者雇用創出の推進に当たっては、若者にとって魅力ある修学の環境が整備されている必要がある。このため、本事項として、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために大学が行う取組に関する事項について記載することとする。具体的には、国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、大学の特色化のための組織改革に関することや当該改革による魅力ある教育研究の実施に関すること等を記載するものとする。

ロ 地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために、大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項

地域における中核的な産業の振興に当たっては、大学と事業者の連携の下、学術の中心たる大学の知を生かしつつ、地域の中核的な産業の競争力や生産性を高めるとともに、当該産業を担う専門的な知識及び技能を持つ

た人材を育成していくことが重要である。このため、本事項として、地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項について記載することとする。具体的には、大学と事業者が共同して行う研究に関することやインターンシップなど大学と事業者が連携して行う実践的な教育に関すること等を記載するものとする。

#### ハ 地域における事業活動の活性化その他の事業者が行う若者の雇用機会の創出に資する取組に関する事項

地域における若者の雇用機会の創出に当たっては、中核的な産業分野において、事業活動の活性化を図るとともに、地域に魅力あるしごとを創出し、良質な雇用の確保につなげていくことが重要である。このため、本事項として、事業者の取組として、地域における事業活動の活性化その他の若者の雇用機会の創出に資する取組に関する事項について記載することとする。具体的には、大学発ベンチャー企業の創出に関することや地域企業における人材の確保及び「稼ぐ力」の強化に関すること等を記載するものとする。

#### ④ 地方公共団体、大学、事業者その他の関係者相互間の連携及び協力に関する事項

地域における大学振興・若者雇用創出事業を効果的かつ効率的に推進するためには、地方公共団体、大学、事業者等が連携及び協力して取り組むことが必要である。このため、「組織」対「組織」の持続可能な連携体制の構築及び維持をはじめ、産官学の各主体の連携及び協力に関する事項について記載することとする。具体的には、推進会議の体制や産官学の各主体の役割分担等を記載するものとする。

#### ⑤ 計画期間

大学における研究の成果の事業化や生産性の高い人材の育成により、地域の産業を発展させていくためには、中長期的な取組が必要であることから、計画期間はおおむね 10 年程度を目安とする。その際、大胆な大学組織改革を含め、先進的な取組を国として支援するとともに、地域における取組が地域の各主体により継続的に行われる将来的な自走を担保するため、原則、計画期間の前半は、交付金により、地域における大学振興・若者雇用創出事業のうち一定割合を国が支援する一方で、産業の発展及び専門人材の活躍が一定程度見込まれる計画期間の後半は、地域の産官学の各主体や地域の金融機

関が資金や人材等の資源を拠出し合うことにより計画を推進するものとする。

### 3) 計画の認定申請に当たっての留意事項

2) のほか、計画の作成に当たっては、法令等を遵守しているものであること及び法律に基づく諸計画との調和が図られていること等に留意すること。

### 4) 関係大臣への協議

内閣総理大臣は、計画の認定を公平かつ適正に行うため、有識者で構成される委員会（以下「有識者委員会」という。）による評価を踏まえ、認定の適否を判断する。また、計画の認定に当たり、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣（以下「関係大臣」という。）に協議を行う。なお、関係大臣への協議は、期限を付して文書により行うものとする。

### 5) 計画の認定

内閣総理大臣は、有識者委員会の評価を踏まえるとともに、関係大臣との協議を経て、法第5条第6項の規定により、計画の認定を行う。

内閣総理大臣は、認定計画の適正な実施を確保するために必要と認めるときは、計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができる。さらに、内閣総理大臣は、認定計画が適正に実施されていないと認めるときは、認定地方公共団体に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

また、文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮する観点から必要と認めるときは、認定地方公共団体に対し、認定計画の実施の状況について報告求めることができる。さらに、文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性への配慮がされていないと認めるときは、認定地方公共団体に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

内閣総理大臣は、認定計画が法第5条第6項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。また、認定計画については、内閣府においてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、認定地方公共団体のホームページ等においてもその内容を閲覧できるようにするよう努めるものとする。

### 6) 交付金の交付

法第 11 条の規定により、認定計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、認定地方公共団体に対し、次のような手順で交付金を交付する。

- ① 地方公共団体は、計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請する。
- ② 内閣総理大臣は、有識者委員会の評価を踏まえるとともに、関係大臣との協議を経て、当該計画を認定し、交付金の交付決定を行う。
- ③ 認定地方公共団体は、毎年度、交付金を充てて行う事業に係る KPI の検証と事業の見直しを行い、交付金の交付に係る申請を行う際に、当該 KPI の達成状況（達成状況が十分でない場合には、その改善策を含む。）についても併せて提出する。

## 第 6 その他

### 1. 透明性の確保

制度の運用に当たっては、各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、計画の認定に関する事務、この基本指針の変更等に関する資料について、インターネット等を活用し、迅速に公開することを原則とする。

### 2. 計画の認定申請及び交付金の申請に関する詳細

計画の認定申請及び交付金の申請に関する詳細は、施行規則及びこの基本指針のほか、交付金の制度要綱、交付要綱等において示すこととする。

## 地方大学・地域産業創生交付金制度要綱

平成30年6月1日  
府地事第245号

### 第1 通則

地方大学・地域産業創生交付金（以下「交付金」という。）に関しては、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号。以下「法」という。）第5条及び第11条、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令（平成30年政令第177号）、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則（平成30年内閣府令第26号。以下「施行規則」という。）及び法第4条第1項の基本指針（以下「基本指針」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

### 第2 目的

交付金は、地方公共団体が、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項の規定に基づき策定した都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は同法第10条第1項の規定に基づき策定した市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた事業（以下「まち・ひと・しごと創生特定事業」という。）であって、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出のために行われる事業（以下「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。）に関する計画（以下「計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が地方公共団体に対して交付することにより、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進を図ることを目的とする。

### 第3 定義

#### 1 地方大学・地域産業創生交付金

法第5条の規定により地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。以下同じ。）が作成した計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、法第11条の規定により国が交付する交付金であって、予算科目における地方大学・地域産業創生交付金及び地方創生推進交付金（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条に規定するまち・ひと・しごと創生交付金を除く。）をいう。

#### 2 交付対象者

交付金の交付対象者は、地方公共団体とする。

### 第4 計画

#### 1 計画の認定の申請

1) 交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、計画を作成（変更（施行規則第4条で定める軽微な変更を除く。）を含む。以下同じ。）し、内閣府が定める時期に、内閣総理大臣に、その認定のため申請をするものとする。

2) 1) の申請は、交付金の交付を受けようとする全ての地方公共団体が単独又は共同で行うこととする。

### 3) 計画に基づく事業に関する留意事項

地方公共団体は、計画を作成するに当たり、計画期間終了後の事後評価が可能な目標を設定するとともに、交付金による支援を受ける期間（以下「支援期間」という。）終了後における計画の目標の達成見込み等の中間評価が可能な中間目標を設定するものとする。また、真に必要かつ有効な事業等を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めるものとする。

## 2 認定基準

内閣総理大臣は、1の1) の申請があった計画について、法第5条第6項各号に掲げる基準の適用に当たっては、基本指針第5の1. の計画の認定基準によることとする。

## 3 計画の軽微な変更

交付金の事業費の2割以内の増減による計画の変更については、施行規則第4条で定める軽微な変更として扱うものとする。

## 第5 計画に基づく事業に関する実施計画の作成及び提出等

### 1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、第4の1に掲げる計画の認定の申請のほか、別に定めるところにより実施計画を作成し、当該実施計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

### 2 実施計画の変更

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

## 第6 交付対象事業

### 1 地方公共団体又は地方公共団体の公設試験研究機関等が行う地域における大学振興・若者雇用創出事業を含む地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容に関する次に掲げる事項等を記載した計画に基づく事業

1) 若者にとって魅力があり、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために、大学が行う取組に関する事項

2) 地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために、大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項

3) 地域における事業活動の活性化その他の事業者が行う若者の雇用機会の創出

## に資する取組に関する事項

### 4) 地方公共団体、大学、事業者その他の関係者相互間の連携及び協力に関する事項

- 2 まち・ひと・しごと創生特定事業であって、当該地域における大学振興・若者雇用創出事業に関連して高等専門学校又は専門学校が地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために行う事業

### 第7 交付金の交付

交付金の交付事務は、法第11条に基づき内閣総理大臣がその定めるところにより行う。

### 第8 交付金の交付期間

交付金を交付する期間は、内閣総理大臣の認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）に基づく事業に対して交付金の交付が開始される年度から原則5箇年度以内とする。

### 第9 効果の検証

交付金の交付を受けた地方公共団体は、設定した重要業績評価指標の達成状況について、原則、毎年度検証するよう努めるものとする。

### 第10 認定計画の中間評価及び事後評価に関する留意事項

- 1 交付金を充てて行う事業を実施した地方公共団体は、自主的な取組として認定計画の目標の達成状況について計画期間終了後に速やかに事後評価を行うとともに、支援期間終了後において中間評価を行うものとする。
- 2 中間評価及び事後評価は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - ・交付金を充てて行った事業の進捗状況
  - ・中間評価にあっては認定計画の目標に掲げる中間目標値等の実現状況、事後評価にあっては認定計画の目標値等の実現状況
  - ・今後の方針等
- 3 地方公共団体は、中間評価又は事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求め、又は地方公共団体独自の評価制度を活用するなどにより、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するように努めるとともに、必要に応じ認定計画の見直しを行うものとする。
- 4 地方公共団体は、認定計画の評価結果について、内閣総理大臣に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、4により報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言を行うことができるものとする。

### 第11 重要業績評価指標の検証状況及び認定計画の目標に関する達成状況の把握

内閣総理大臣は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、第9による検証の結果及び第10による当該計画の評価に係る達成状況について、報告を求めることができるものとする。

#### 第12 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

#### 第13 交付金に係る制度の見直しの検討

内閣総理大臣は、交付金を充てて行う事業について、地方公共団体が行う評価を踏まえ、必要と認める場合には、交付金に係る制度の見直しを検討するものとする。

#### 第14 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

## 地方大学・地域産業創生交付金交付要綱

平成30年6月1日  
府地事第246号

### (通則)

第1条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号。以下「法」という。）第11条の規定による交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則（平成30年内閣府令第26号）及び地方大学・地域産業創生交付金制度要綱（平成30年6月1日付け府地事第245号。以下「制度要綱」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令並びに関係通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (交付の対象及び交付率)

第2条 交付金は、制度要綱第6に規定する事業を交付の対象とし、その交付率は、事業の内容に応じ2分の1、3分の2又は4分の3とする。

### (交付申請)

第3条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付申請については、交付金の交付を受けようとする地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。第7条第1項において同じ。）（以下「交付申請者」という。）は、別に定める日までに、内閣総理大臣（以下「大臣」という。）に対し、交付申請書（別記様式第1）に必要な書類を添付して提出するものとする。

2 前項の交付金の交付申請をするに当たっては、当該交付金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減

額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第4条 大臣は、前条第1項の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定により交付金の交付決定をするものとする。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条の規定による交付金の交付決定をしたときは、適正化法第8条の規定により、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、交付決定通知書（別記様式第2）により交付申請者に通知するものとする。

(交付決定前の事業着手)

第6条 交付申請者は、第4条の規定による交付金の交付決定前に、交付対象事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ大臣に対し、その理由を記載した交付決定前着手申請書（別記様式第3）に必要な書類を添付して提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

- 2 交付決定前着手申請書の提出を受けた大臣は、速やかに承認の可否を判断し、交付決定前着手承認通知書（別記様式第4）により交付申請者に通知するものとする。
- 3 なお、当該交付申請者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で交付金事業等に着手するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、交付決定を受けた地方公共団体（以下「交付金事業者」という。）は、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に申請取下書（別記様式第5）を提出するものとする。

(申請の変更)

第8条 交付金事業者は、交付金の交付決定の通知を受けた後の事情の変更により、この交付申請書の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大臣に変更交付申請書（別記様式第6）を提出するものとする。ただし、

交付対象事業の目的等に関係がない実施計画（制度要綱第5に規定する実施計画をいう。）の細部の変更であると認める場合は、この限りでない。

（交付の変更決定）

第9条 大臣は、前条の規定により交付申請の変更があった場合において、その内容を審査し、交付金を変更交付すべきものと認めたときは、交付金の変更交付決定をするものとする。

（交付の変更決定の通知）

第10条 大臣は、前条の規定による交付金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、変更交付決定通知書（別記様式第7）により交付金事業者に通知するものとする。

（変更申請の取下げ）

第11条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、変更交付決定を受けた交付金事業者は、交付金の変更交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に変更申請取下書（別記様式第8）を提出するものとする。

（遂行状況報告）

第12条 交付金事業者は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに遂行状況報告書（別記様式第9）を提出するものとする。

（交付事業の遂行等の命令）

第13条 大臣は、交付対象事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定により、交付金事業者にその遂行等を命ずることができる。

2 大臣は、交付金事業者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定により、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第14条 交付金事業者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、大臣に実績報告書

- (別記様式第10) を提出して行うものとする。
- 2 交付金事業者は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として実績報告書(別記様式第10)を大臣に提出しなければならない。
  - 3 第3条第2項ただし書に該当する交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付対象事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。
  - 4 第3条第2項ただし書に該当する交付金事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した交付金事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(別記様式第11)により速やかに大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第15条 大臣は、適正化法第15条の規定により、交付対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、報告に係る交付対象事業の成果が交付金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に交付額確定通知書(別記様式第12)を通知するものとする。

(交付金の支払)

第16条 大臣は、前条の規定により交付すべき交付金の額が確定した後に、交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、概算払をすることができるものとする。

- 2 交付金事業者は、前項本文の規定により交付金の支払を受けようとするときは精算払請求書(別記様式第13)を、前項ただし書の規定により交付金の支払を受けようとするときは概算払請求書(別記様式第14)を官署支出官(内閣府大臣官房会計課長)に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第17条 大臣は、報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定により、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべき

ことを当該交付金事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 大臣は、次に掲げる場合には、適正化法第10条第1項並びに適正化法第17条第1項及び第2項の規定により、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 交付金事業者が、適正化法、適正化法施行令又はこの要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 交付金事業者が、交付対象事業に関して不正行為、怠慢行為その他の不適当な行為をした場合
  - 三 交付金事業者が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
  - 四 交付決定後に生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定により、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合(第1項第4号に掲げる場合を除く。)には、適正化法第19条第1項の規定により、その命令に係る交付金を交付金事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 大臣は、交付金の返還を命じ、これを交付金事業者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定により、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
  - 5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。
  - 6 前各項の規定は、交付対象事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付金の返還命令)

第19条 大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定により、当該交付金事業者に当該超える額の返還を命じなければならない。

(交付金の返還の期限)

第20条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による交付金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては返還の命令がなされた日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては返還の命令がなされた日とする。

(交付金の経理)

第21条 交付金事業者は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付対象事業の検査等)

第22条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定により、交付金事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、立入検査等職員身分証票（別記様式第15）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(間接交付金の交付の際付す条件)

第23条 交付金事業者は、交付対象事業を行う大学及び事業者等（この条において「間接交付金事業者」という。）に交付金を交付するときは、第7条から前条までに準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

- 一 間接交付金事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（次号及び第3号において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ交付金事業者の承認を受けなければならぬこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
  - 二 交付金事業者が、間接交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を交付金事業者に納付せることがあること。
  - 三 間接交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 2 交付金事業者は、前項の規定により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受

けなければならない。

- 3 交付金事業者は、第14条第4項に準じて付した条件及び第1項第2号で付す条件により間接交付金事業者から交付金事業者に財産処分による納付があったときは、当該交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(交付金の交付の際付す条件)

第24条 交付金事業者は、交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（次号及び第3号において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 交付金事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- 3 交付金事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(その他必要な事項)

第25条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(別記様式第1 交付申請書)

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

[印]

### 地方大学・地域産業創生交付金交付申請書

地方大学・地域産業創生交付金に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

#### 記

- 1 事業の目的 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進を図ること
- 2 交付申請金額

交付申請金額(千円)		
予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	予算科目における 地方創生推進交付金	合計

- 3 交付対象事業の開始(予定)日

平成 年 月 日

- 4 交付対象事業の完了予定日

平成 年 月 日

注) 地方大学・地域産業創生交付金の実施計画を添付すること。

(別記様式第2 交付決定通知書)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣 印

地方大学・地域産業創生交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった地方大学・地域産業創生交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1 事業の目的 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進を図ること

2 交付金額

交 付 金 額 (千円)		
予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	予算科目における 地方創生推進交付金	合計

(別記様式第3 交付決定前着手申請書)

番号  
年月日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地方大学・地域産業創生交付金交付決定前着手申請書

下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

1 事業名

2 事業実施主体

3 総事業費・総交付額

(単位：千円)

4 採択日から交付決定までの期間に着手したい事業（事業名・事業費・交付額）

(単位：千円)

5 着手予定年月日・完了予定年月日

6 採択日から交付決定までの期間に事業着手を必要とする理由

## 別記条件

- 1 当該交付申請者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手するものとする。
- 2 当該事業について、交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更は行わないこと。
- 4 交付額については、予算科目における地方大学・地域産業創生交付金、地方創生推進交付金及びその合計額を記載すること。

(別記様式第4 交付決定前着手承認通知書)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

印

地方大学・地域産業創生交付金交付決定前着手承認通知書

平成 年 月 日付 第 号の申請について、交付金交付決定前に事前  
着手することを承認したので通知する。

(別記様式第5 申請取下書)

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

[印]

### 地方大学・地域産業創生交付金申請取下書

平成 年 月 日付 第 号で交付の申請を行った地方大学・地域産業創生交付金の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

平成 年 月 日

2 申請を取り下げる事由

(別記様式第6 変更交付申請書)

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

[印]

地方大学・地域産業創生交付金変更交付申請書

平成 年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた地方大学・地域産業創生交付金について、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 交付金額

(単位:千円)

	予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	予算科目における 地方創生推進交付金	合計
交付金額			
変更後 交付申請額			
交付金追加 交付申請額			

2 変更を受けようとする理由

3 交付対象事業の開始(予定)日

平成 年 月 日

4 交付対象事業の完了予定日

平成 年 月 日

注) 変更後の地方大学・地域産業創生交付金の実施計画を添付すること。

(別記様式第7 変更交付決定通知書)

番号  
年月日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣 印

地方大学・地域産業創生交付金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった地方大学・地域産業創生交付金変更交付申請書については、下記のとおり変更交付することに決定したので通知する。

記

(単位：千円)

	予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	予算科目における 地方創生推進交付金	合計
交付金額			
変更後 交付決定額			
交付金追加 交付決定額			

(別記様式第8 変更申請取下書)

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

[印]

地方大学・地域産業創生交付金変更申請取下書

平成 年 月 日付 第 号で交付の変更申請を行った地方大学・地域産業創生交付金の実施について、その変更申請を取り下げる事由、下記のとおり申請する。

記

1 変更申請を行った年月日

平成 年 月 日

2 変更申請を取り下げる事由

(別記様式第9 遂行状況報告書)

番号  
年月日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地方大学・地域産業創生交付金遂行状況報告書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定された地方大学・地域産業創生交付金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定により、平成 年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

注) 別紙様式Iを添付すること。

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

(別記様式第10 実績報告書)

番 号  
年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

[印]

地方大学・地域産業創生交付金実績報告書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定された地方大学・地域産業創生交付金の交付対象事業について、  
〔 完了 〕 したので、補助金等に係る予会計年度が終了

算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、別紙のとおり報告する。

注) 交付対象事業について、完了した場合には別紙様式Ⅱを、会計年度が終了した場合には別紙様式Ⅲを添付すること。

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

(別記様式第11 消費税等仕入控除税額報告書)

番号  
年月日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地方大学・地域産業創生交付金消費税等仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定された地方大学・地域産業創生交付金の交付対象事業について、地方大学・地域産業創生交付金交付要綱第14条第4項の規定により報告する。

記

(単位：円)

		予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	予算科目における 地方創生推進交付金	合計
1	額の確定額 (平成 年 月 日付 第 号 による額の確定通知 額)			
2	交付金の額の確定時 に減額した消費税等 仕入控除税額			
3	消費税及び地方消費 税の申告により確定 した消費税等仕入控 除税額			
4	交付金返還相当額 (3の金額から2の 金額を減じて得た額)			

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

(別記様式第12 交付額確定通知書)

番 号  
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

印

地方大学・地域産業創生交付金交付額確定通知書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定された地方大学・地域産業創生交付金の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。

記

	予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	予算科目における 地方創生推進交付金	合計
額の確定額 (円)			

(別記様式第13 精算払請求書)

番 号  
年 月 日

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地方大学・地域産業創生交付金精算払請求書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定された地方大学・地域産業創生交付金について、地方大学・地域産業創生交付金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり精算払を請求する。

記

	予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	予算科目における 地方創生推進交付金	合計
精算払請求額 (円)			

(別記様式第14 概算払請求書)

番 号  
年 月 日

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地方大学・地域産業創生交付金概算払請求書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定された地方大学・地域産業創生交付金について、地方大学・地域産業創生交付金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり概算払を請求する。

記

	予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	予算科目における 地方創生推進交付金	合計
概算払請求額 (円)			

注) 別紙様式IVを添付すること。

(別記様式第15 立入検査等職員身分証票)

表 面

9 cm

6.5  
cm

第 号  
年 月 日発行

官 職 氏 名  
年 月 日生

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証

年 月 日まで有効

内閣総理大臣

印

備考 用紙は厚紙白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（抄）

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## (別紙様式 I)

## 地方大学・地域産業創生交付金遂行状況報告

平成 年 月 日現在

都道府県		市町村名		自治体コード	
------	--	------	--	--------	--

計画の名称	予算科目の区分	遂行状況				備考
		交付対象事業に要する費用 (A)	支出済額 (B)	差引 (A)-(B)		
予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金						
予算科目における 地方創生推進交付金						
合計						

注) 「計画の名称」欄及び「交付対象事業に要する費用」欄には、それぞれ実施計画から「計画の名称」及び「交付対象事業費」を転記すること。

## 地方大学・地域産業創生交付金実績報告

都道府県	市町村名	自治体コード
予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	既交付額	精算払請求額 不用額
予算科目における 地方創生推進交付金		
合計		

計画の名称	予算科目の区分	総事業費 (A)	交付決定額 (B)	交付金 充当経費 (C)	不用額 (B)-(C)	事業 完了年月	備考
予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金							
予算科目における 地方創生推進交付金							
合計							

(単位:円)

- 注) 1. 認定された計画に基づく事業について記載すること。  
 2. 「計画の名称」欄、「事業開始年月」欄及び「事業完了年月」欄には、それぞれ実施計画から「計画の名称」、「事業開始時期」及び「事業終了時期」を転記すること。  
 3. 「交付金充当経費」の合計額は、「交付決定額」以内とすること。  
 4. 消費税等仕入控除税額が明らかになり、交付金事業の交付金額から減額している場合は、備考欄にその旨及び金額を記載すること。

## (別紙様式Ⅲ)

## 地方大学・地域産業創生交付金年度終了実績報告

都道府県		市町村名		自治体コード	
------	--	------	--	--------	--

(単位:円)

計画の名称	予算科目の区分 予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金	交付決定額 (A)	年度内実行額 (B)	翌年度繰越額 (C)	事業開始年月	事業完了(予定)年月	備考
	予算科目における 地方郡生産促進交付金						
	合計						

- 注)1. 認定された計画に基づく事業について記載すること。  
 2. 「計画の名称」欄、「事業開始年月」欄及び「事業完了(予定)年月」欄には、それぞれ実施計画から「計画の名称」、「事業開始時期」とび「事業終了時期」を転記すること。  
 3. 事業を中止、廃止した等の場合にあつては、その旨を「備考」欄に記載すること。

## (別紙様式IV)

## 地方大学・地域産業創生交付金概算払請求内訳

都道府県		市町村名	自治体コード
------	--	------	--------

(単位:円)

計画の名称	予算科目の区分 (A)	既交付額 (B)	概算払請求額 (C)	残額 (A)-(B)-(C)	事業開始年月	事業完了(予定)年月
予算科目における 地方大学・地域産業創生交付金						
予算科目における 地方創生推進交付金						
合計						

- 注)1. 認定された計画に基づく事業について記載すること。  
 2. 「既交付額」欄について、概算払を行った後、戻入を行った場合には、その額を差引すること。

## ○文部科学省告示第百二十七号

平成三十年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査に關し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の特例を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

文部科学大臣 林 芳正

平成三十年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査の基準については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に規定するもののほか、次の表の上覧に掲げる場合に応じ、それぞれ下欄に定める要件を満たすことを審査の基準とする。

平成三十年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増（次の各場合）	東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の収容定員増（次の各場合）
収容定員増の認可の申請の場合	号に掲げる場合を除く。）でないこと。
一　大学又は短期大学の収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であつて、平成二十九年六月三十日までに当該認	

可の申請についての意思の決定がなされたことを証する書類が存在している場合

二 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第三条第一項第一号に該当する場合

平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学

東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の設置（次の各号に掲げる場合を除く。）でないこと。

一 大学又は短期大学の設置に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であつて、平成二十九年九月三十日までにこれらに係る認可の申請についての意思の決定を証する書類を刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ができる方法によつて公表している場合

二 専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合であつて、当該認可を受けようとする者が東京都の特別区に設置している専修学校の専門課程に係る生徒総定員を平成三十一年度に減ずる場合

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表中平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請の場合の項の規定（下欄第二号に係る部分に限る。）は、平成三十一年四月一日から施行する。

## ○文部科学省告示第二十五号

平成三十一年度に開設しようとする大学の学部、短期大学の学科若しくは私立の大学の学部の学科の設置又は大学若しくは短期大学の収容定員増の認可の申請に対する審査に關し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の特例を次のように定める。

平成三十年二月二十三日

文部科学大臣 林 芳正

平成三十一年度に開設しようとする大学の学部、短期大学の学科若しくは私立の大学の学部の学科（以下「学部等」という。）の設置又は大学若しくは短期大学の収容定員増の認可の申請に対する審査の基準については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる場合に応じ、それぞれ下欄に定める要件を満たすことを審査の基準とする。

一 平成三十一年度に開設しようとする学部等の設置の場合は	東京都の特別区に所在する学部等の設置（次の各号に掲げる場合を除く。）でないこと。
一 置の認可の申請の場合	一 学部等の設置に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合で

あつて、平成二十九年九月三十日までにこれらに係る認可の申請についての意思の決定を証する書類を刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて公表している場合

二 夜間において授業を行う学部等又は通信による教育を行う学部等を設置する場合

三 二以上の校地において教育研究を行う学部等を設置する場合であつて、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県以外の道府県において半数以上の授業科目を開設する学部等を設置する場合

四 学部等、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程（以下この号において「専門学校」という。）であつて、東京都の特別区に所在するものの廃止、位置の変更その他の方法により東京都の特別区に所在する学部等若しくは高等専門学校の収容定員又は専門学校の生徒総定員（以下この号において「収容定員等」という。）を、当該課程に在学する学生又は生徒の卒業までの在学期間その他の事情を勘案して適當と認められる期間内に減少させる

ことと併せて、当該減少させる収容定員等を超えない範囲内で設定する収容定員の学部等を設置する場合（当該収容定員等を減少させる課程と異なる修業年限の課程を設置する場合にあっては、当該収容定員等を減少させる課程の入学定員の減少分を超えない範囲内で設定する入学定員の学部等を設置する場合）

二 平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増の認可の申請の場合

東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の収容定員増（次の各号に掲げる場合を除く。）でないこと。

一 大学又は短期大学の収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であつて、平成二十九年九月三十日までに一の項下欄第一号に規定する書類を同号に規定する方法によつて公表している場合

二 一の項の下欄第二号に規定する学部等の収容定員を増加させる場合

三 一の項の下欄第三号に規定する学部等について、同号に規定する道府県において半数以上の授業科目を開設するために収容定員

を増加させる場合

四　一の項の下欄第三号に規定する学部等について、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に所在する校地において開設する授業科目を履修する学生数を増加させることなく収容定員を増加させる場合

五一の項の下欄第四号に規定する収容定員等の減少と併せて、当該減少させる収容定員等を超えない範囲内で収容定員を増加させる場合（当該収容定員等を減少させる課程と異なる修業年限の課程の収容定員を増加させる場合にあつては、当該収容定員等を減少させる課程の入学定員の減少分を超えない範囲内で入学定員を増加させる場合）

六　大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第三条第一項第一号に該当する場合

七　外国人留学生又は実務の経験を有する学生を増加させるために収容定員を増加させる場合

附 則

この告示は、公布の日から施行する。